

## 第1節 避難行動

### 方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、災害から住民の安全を確保するため、相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

また、町が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に配慮する。

### 計画

#### 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

##### 1. 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性が予想される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</li> <li>避難支援者は、支援行動のための準備を開始</li> </ul>
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始</li> <li>避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された避難所等への避難行動を開始</li> <li>避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>人的被害が発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始</li> </ul>

「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成19年11月）」より抜粋

町は、今後、府が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）作成ガイドライン」に従い、「田尻町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）」の作成を行うこととする。

## 2. 実施者

### (1) 避難指示、避難勧告

- ア 町長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。
- イ 町が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示等に関する措置の全部または一部を府知事が町長に代わって行う。
- ウ 警察官・海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、または、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。
- エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。
- オ 水防管理者は、洪水、高潮または津波により著しい危険が切迫していると認められるときは避難のための立退きを指示する。
- カ 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- キ 町長は、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

### (2) 避難準備情報の発令・伝達者

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、避難準備情報を発令・伝達する。

## 第2 避難の準備の指示

1. 水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水または高潮により被害が発生するおそれがある場合はその必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。
2. 町長は、急傾斜地崩壊危険箇所において、危険地域の基準に従い第2次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。

## 第3 住民への周知

町長等は、勧告または指示にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 第4 避難者の誘導

### 1. 町

住民の避難誘導に際し、泉佐野警察署、泉州南消防組合、消防団等の協力を得るとともに、自主防災組織や地区会等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせるよう努める。また、避難行動要支援者の確認と誘導について配慮する。

### 2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

### 3. 避難路の確保

道路管理者及び泉佐野警察署は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

## 第5 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

### 1. 設定者

- (1) 町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- (2) 町が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急処の全部または一部を、府知事が代行する。
- (3) 警察官・海上保安官は、町長が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない限り、警戒区域を設定する。
- (5) 水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定する。

### 2. 規制の内容及び実施方法

町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためパトロールを実施する。

## 第2節 避難所の開設・運営等

### 方針

町は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設するものとする。

### 計画

#### 第1 避難所の開設

町長は、避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、あらかじめ指名した町職員を、避難所を管理するための責任者として速やかに派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した地区会、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、避難所に指定されていない町の施設を充てるほか、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

#### 第2 避難所の管理・運営

避難所の運営管理体制について、下記のとおり定める。

##### 1. 避難受入れの対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難勧告・指示が発せられた場合

イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(3) その他避難が必要と認められる者

##### 2. 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、

一般加入電話、携帯電話、あるいはファックス等で災害対策本部へ報告する。

### 3. 地区会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所責任者は、地区会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

### 4. 避難所の運営、管理の留意点

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

## 第3 避難所の早期解消のための取組み等

町は、府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給に努める。

## 第3節 避難行動要支援者への支援

### 方針

町及び関係機関は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### 計画

#### 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

##### 1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

##### 2. 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

#### 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、情報の提供について十分配慮する。

##### 1. 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、本人の意思を尊重した上で、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。

また、府と協力し、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

##### 2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、府と連携し、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、

居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

〔田尻町福祉指定避難所：資料編「資料7-2」〕

## 第4節 広域一時滞在

### 方 針

---

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

府は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

また、町は、府が他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受け、被災住民の受入れについて府より連絡を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供することとする。

そのため、町では、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこととする。